

# 第 14 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 7 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 産 業 文 化 会 館 第 2 会 議 室					
開 議 時 刻	16 時 00 分					
閉 議 時 刻	16 時 40 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
	8	間 々 田 英 治	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出○席 欠席	⑪	中村 彰男	出○席 欠席
	②	西村 浩一	出○席 欠席	⑫	堀口 晴義	出○席 欠席
	③	石島 稔	出○席 欠席	⑬	秋山 玉江	出○席 欠席
	④	浜山 陽子	出席 欠○席	⑭	宇田川 はる江	出○席 欠席
	⑤	森田 一男	出○席 欠席	⑮	江川 直一	出○席 欠席
	⑥	小林 勝	出○席 欠席	⑯	寺田 正彦	出○席 欠席
	⑦	江袋 年史	出○席 欠席	⑰	島寄 典緒	出○席 欠席
	⑧	新藤 雄作	出○席 欠席	⑱	荻原 増夫	出○席 欠席
	⑨	長島 孝	出席 欠○席	⑲	諸貫 達也	出○席 欠席
⑩	高沢 宗春	出席 欠○席	⑳	木村民 夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	小林 誠
					次長	広田 敦史
					主事	高澤 茉鈴



<p>書に対する審議について</p>	<p>事務局次長</p>	<p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第2号は、6件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、門井町2丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇棟〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する長野字天神〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、271㎡外1筆、計327㎡について、売買により住宅1棟 127.52㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供も増え、手狭になってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。さきたま古墳公園の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、羽生市東4丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、祖母である長野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する長野字白山〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、423㎡について、使用貸借により住宅1棟、104.74㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、羽生市内の借家で家族と共に生活しておりますが、家財道具も増え、手狭になってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。さきたま古墳公園稲荷山古墳の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、鴻巣市大間3丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇-〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字下埼玉通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、499㎡について、使用貸借により住宅1棟、119.00㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、以前より実家の母親の介護や病院への送迎をしていることから、体の負担を減らすため、実家の近くに住宅の建築を計画したものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p>
--------------------	--------------	--

次のページをお願いいたします。

進行番号4でございますが、持田三丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、白川戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する長野字白川戸前〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、973㎡外1筆、計1,439㎡について、売買により分譲住宅4棟、計238.48㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、市内に本社を置き、不動産事業を営んでおりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。行田県土整備事務所の北に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次の進行番号5と6は、東京都千代田区内幸町1丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、賃貸借により送電線路建替工事用地にしたいとして一時転用の申請があったものでございます。

申請人は電気事業を営んでおりますが、市内の特別高圧架空送電線路「行田線」が建設されてから50年以上が経過し、設備の老朽化が目立つことから、鉄塔の建替工事を計画したところ、作業スペースや大型車両の進入路などが必要となることから、申請地を一時借り受けて利用しようとするものでございます。

まず進行番号5でございますが、堤根〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する堤根字青柳通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、727㎡について、賃貸借により工事用地として借り受けるものでございます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する堤根地内の農振農用地でございます。

なお、実際の工事用地は、斜線部分の申請地と白抜き部分も含めたものになりますが、この場所は、現在、県で工事を実施している下忍調節池の区域内にあり、白抜き部分は県で買収済みのため、今回の申請には含まれておりません。また、実線の小さい四角が撤去する既存の鉄塔であり、点線の四角が新しく建てる鉄塔の位置になります。

続きまして進行番号6でございますが、下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外5名がそれぞれ所有する下忍字西谷〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、644㎡外7筆について、賃貸借により工事用地として借り受けるものでございます。

場所につきましては、7ページをご覧ください。下忍小学校の南西に位置する下忍地内のご覧の農地でございます。こちらについても実線の小さい四角が撤去する既存の鉄塔であり、点線の四角が新しく建てる鉄塔の位置になります。

報告事項	赤羽委員	<p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る7月19日、現地調査をしていただいておりますので、赤羽委員にご報告をお願いいたします。</p>
	議長	<p>去る7月19日、私と間々田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第2号についての説明及び赤羽委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p>
	主事	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>市街化区域における転用及び農地の合意解約についてご報告申し上げます。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>(1)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、6件の届出があり、転用目的は、分譲住宅、住宅、住宅敷地拡張 でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、4ページをご覧ください。</p> <p>(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、24件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p>
	議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力に</p>

<p>6 その他</p>	<p>事務局長 主事</p> <p>農政課主査</p>	<p>よりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。 ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局及び農政課より説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について</li> <li>・農地パトロールについて</li> <li>・令和6年度病害虫発生予察注意報第5号、第6号について</li> <li>・ジャンボタニシによる水稻の被害防除について</li> <li>・農作物の盗難防止対策について</li> <li>・スマート農業技術活用促進法の説明会について</li> <li>・スマート農業技術導入プラン作成研修について</li> <li>・地域計画について</li> </ul>
<p>7 閉会</p>	<p>農政課長</p> <p>事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月1日からの農地貸借の手続きの変更について</li> </ul> <p>以上をもちまして、第14回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 (16:40)</p>